○国土交通省告示第千百九十一号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十四年十月三十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
７ＪＡＤ	126336	第三十一明生丸	平成24. 9.24
ＪＩＡＮ	129880	大濠丸	24. 9.13
ＪＤ2377	118621	第二新徳丸	24. 9.11
ＪＥ2212	115272	第三十八北鉄丸	24. 9.12
ＪＧ3232	114534	宇部丸	24. 9.26
ＪＧ3666	119324	第２テトラ丸	24. 9.11
ＪＧ4972	112296	隠居丸	24. 9.11
ＪＧ5258	134006	第五菱化丸	24. 9.27
ＪＧ5296	134328	三京丸	24. 9. 5
ＪＧ5306	134343	代ヶ崎丸	24. 9.24
ＪＪ3295	125188	第三弥栄丸	24. 9.24
ＪＪ3782	132281	第一寶丸	24. 9.10
ＪＪ3831	134175	第十六繁英丸	24. 9. 6
ＪＫ4689	129535	東ノ丸	24. 9. 6
ＪＫ4890	131063	金剛丸	24. 9.18
ＪＫ5159	132570	青龍丸	24. 9. 7
ＪＫ5199	133702	寿光丸	24. 9.11
ＪＫ5323	134068	第三十七玉力丸	24. 9. 5
ＪＭ4128	120840	フェリーけらま	24. 9.13
ＪＭ5904	131247	第二十一邦久丸	24. 9. 7
ＪＭ5955	131349	第三いづみ丸	24. 9. 7
ＪＭ6156	132742	富栄丸	24. 9.25
ＪＭ6231	133516	大和丸	24. 9.27

○国土交通省告示第千百九十二号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十四年十月三十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
A02111802	平成14. 7.30	125042	第五十八廣福丸

○海上保安庁告示第二百三十二号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年十月三十日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人防災科学技術研究所　茨城県つくば市天王台三丁目一番地

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯四〇度五二分東経一四一度二三分、北緯四〇度五二分東経一四三度四六分、北緯三三度五五分東経一四二度三三分、北緯三三度四七分東経一四〇度二七分、北緯三四度三九分東経一三九度三〇分、北緯三四度五九分東経一三九度四五分を結ぶ線並びに陸岸により囲まれた海域

ロ　期間　平成二十四年十一月一日から平成二十四年十二月二十八日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　二管区水路通報第四十二号（平成二十四年十月十九日発行）、三管区水路通報第四十一号（平成二十四年十月十九日発行）

○海上保安庁告示第二百三十三号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年十月三十日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構　神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三三度、北緯三四度三〇分、東経一三七度、東経一三九度の各経緯度線で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十四年十一月九日から平成二十四年十一月三十日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第四十二号（平成二十四年十月二十六日発行）

○関東地方整備局告示第三百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十月三十日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　甲府都市計画道路事業三・三・一号和戸町竜王線

三　事業施行期間　自平成二十四年十月三十日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山梨県甲府市朝気一丁目、城東二丁目及び中央五丁目地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局、同局福知山河川国道事務所及び同局京都国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月三十日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　九号　京都市西京区大枝沓掛町地先から福知山市土師新町地先まで

一般国道　九号　福知山市牧地先から福知山市夜久野町小倉地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　丸紅アクセスソリューションズ　株式会社　代表取締役社長　齊藤　秀久

住　所　東京都千代田区大手町二丁目六番一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「一般国道九号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道九号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間

平成二十四年十月三十日から本協定の存続する日まで

○中国地方整備局告示第百四十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十月三十日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　登録番号

中国地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社広島県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	内本　康雄
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十四年十月一日

○中国地方整備局告示第百四十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十月三十日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　登録番号

中国地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

ハウスプラス中国住宅保証株式会社